



池尾 金融審議会第一部会 部会長より報告書を受け取る 渡辺 大臣 → [P4](#) に関連記事
(12月18日)



中小企業金融の円滑化に関する意見交換会において
挨拶する 渡辺 大臣
(12月10日)

目次

【フォトギャラリー】	2
【大臣談話・講演等】	2
【特集】	
○ 「金融・資本市場競争力強化プラン」の公表について	3
○ 金融審議会金融分科会第一部会報告 ～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～の公表について	4
○ 金融審議会金融分科会第二部会報告 ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～の公表について	5
【トピックス】	
○ 全国一斉多重債務者相談ウィークについて	7
○ 第3回国際コンファレンスの開催について 「金融の安定と金融部門の監督-過去10年の教訓と今後の対応-」(金融庁金融研究研修センター)	8
○ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」(大阪開催)の概要	10
○ 「金融専門人材に関する研究会」の開催について	11
○ 平成19事務年度保険会社等向け監督方針について	11
○ 外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について	13
○ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」の設置について	15
○ 主要行の平成19年度中間決算について	15
○ 地域銀行の平成19年度中間決算について	16
○ 平成20年度機構・定員及び予算について	17
○ 「決済に関する論点の中間的な整理について」の公表について(金融庁金融研究研修センター)	18
○ 利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて(平成18年度)	18
【法令解説】	
○ 公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令及び関係府令の改正について	20
【金融ここが聞きたい!】	23
【お知らせ】	25
【12月の主な報道発表等】	28

【フォトギャラリー】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が出席された会議等をはじめ、金融庁で行われた行事等についての写真を掲載し、皆さんに情報をお届けするものです。



「全国一斉多重債務者相談ウィーク」開催中、東京都消費者生活総合センターの相談員・担当者と意見交換を行う 山本 副大臣 → [P7](#) に関連記事（12月4日）



「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」にて挨拶する 山本 副大臣
(12月10日)

【大臣談話・講演等】

※ このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った[談話・講演等](#)についての情報をお届けするものです。下記内容にアクセスしてください。

●講演

- 佐藤金融庁長官講演「世界的な金融市場の混乱とその政策的含意」
(平成19年12月6日・EU金融担当参事官会議) [英文](#)
- [西原金融庁監督局長講演「最近の金融監督行政上の諸課題について」](#) (平成19年11月27日・国際金融情報センター)  [資料](#)

●会見

- [全国一斉多重債務者相談ウィークに係る渡辺大臣、平山日本弁護士連合会会長、佐藤日本司法書士会連合会会長による共同記者会見](#) (平成19年12月4日)

【 特 集 】

「金融・資本市場競争力強化プラン」の公表について

金融庁は、平成 19 年 12 月 21 日（金）、[「金融・資本市場競争力強化プラン」](#)を公表しました。

「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）においては、平成 19 年内を目途に我が国金融・資本市場の競争力を強化するための方策を「プラン」として金融庁が取りまとめ、政府一体として推進することとされました。これを受け、金融庁では、我が国市場の競争力強化のために求められる方策について、幅広く検討を進めてきました。

「金融・資本市場競争力強化プラン」は、

- (1) 信頼と活力のある市場の構築
- (2) 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備
- (3) より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現
- (4) 市場をめぐる周辺環境の整備

の 4 つの分野にわたり、我が国市場の競争力強化のための方策を盛り込んでいます。

「金融・資本市場競争力強化プラン」の概要を 4 つの分野に沿って紹介します。

(1) 信頼と活力のある市場の構築

いわば金融取引が行われる「場」の整備として、例えば金融商品取引法上の課徴金制度の見直し等によって市場の公正性・透明性を確保しつつ、取引所における取扱商品の多様化等の多様性・利便性を高める市場インフラを整備するための措置を盛り込んでいます。

(2) 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

金融取引の場で実際にビジネスを行うプレーヤーにとっての環境の整備として、利益相反管理態勢の整備等のための措置を図りつつ、銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制を見直す等、制度を時代のニーズにマッチしたものとすることとしています。

(3) より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現

金融・資本市場の優位性や競争力を決定する要因として、規制環境が重要であるとの認識が深まっています。このため、市場の活力をより一層引き出すよう、監督当局の行政手法の改善によって規制の実効性・効率性・透明性を向上させるための具体策を盛り込んでいます。

(4) 市場をめぐる周辺環境の整備

金融・市場制度そのものの整備のみならず、金融面を通じた専門性の高い人材育成や集積を促すための環境整備等、市場をめぐる周辺環境の整備のための方策を掲げています。

金融庁としては、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向け、本プランに盛り込まれた諸施策について、スピード感を持って着実に実施に移していきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融・資本市場競争力強化プラン」（平成 19 年 12 月 21 日）](#)にアクセスしてください。

「金融・資本市場競争力強化プラン」の基本的な考え方

競争力強化の必要性

- 少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、
→我が国金融・資本市場において家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供すること
→内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくこと、が求められている
- 国際的な市場間競争が一層激化する中、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題
- 金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも期待

「金融・資本市場競争力強化プラン」の柱

I. 金融・資本市場の信頼と活力

→公正性・透明性を確保しつつ多様性・利便性を高める市場インフラを整備

II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境

→多様で質の高いサービスの提供を可能とする、時代のニーズにマッチした競争環境を整備

III. より良い規制環境（ベター・レギュレーション）

→監督当局の行政手法の改善により、規制の実効性・効率性・透明性を向上

IV. 市場をめぐる周辺環境

→専門性の高い人材の確保、都市インフラの充実

金融審議会金融分科会第一部会報告 ～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～ の公表について

平成 19 年 12 月 18 日、[金融審議会金融分科会第一部会](#)（部会長：池尾 和人 慶応義塾大学経済学部教授）において、「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」がとりまとめられました。

金融審議会第一部会では、[金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の中間論点整理（平成 19 年 6 月 13 日）](#)等を踏まえ、我が国市場の競争力の強化を図るとの観点から、

- ・取引所の取扱商品の多様化
- ・プロに限定した取引の活発化
- ・銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し
- ・課徴金制度の見直し

について、本年 10 月から 9 回にわたり審議が行われました。なお、課徴金制度の見直しについては、第一部会の下に「[法制ワーキング・グループ](#)」が設置され、専門的な観点から検討が行われました。

「金融審議会金融分科会第一部会報告～我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて～」は、第一部会における検討結果をとりまとめたものです。金融庁としては、第一部会報告の内容を十分に踏まえ、関係制度の整備に、早急に取り組んでいきます。

<報告の概要>

○ 取引所の取扱商品の多様化

・ E T F（上場投資信託等）の多様化

利用者利便の向上の観点から、多様な E T F を組成できるよう、我が国取引所又はそのグループ等において、株式、債券や金融デリバティブからコモディティ・デリバティブまで幅広い品揃えを可能とする制度整備を行っていく必要がある。

・ 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

我が国取引所の経営基盤を強化し、国際競争力の強化を図っていくためには、金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、コモディティ・デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、取引所の資本提携等を通じた相互参入を可能としていく必要がある。

○ プロに限定した取引の活発化

我が国金融・資本市場の活性化、国際競争力の強化を図るため、プロ投資家を対象とした自由度の高い取引の場を設ける必要がある。このため、以下のような制度整備等を行うことが適当である。

- ・ 現行のプロ私募制度（適格機関投資家が対象）や P T S（私設取引システム）制度を活用したプロ向け取引を活発化させるため、必要な手当て等を講じる。
- ・ 取引参加者を特定投資家にまで拡大し、新たなプロ向けの取引所市場制度を整備する。

○ 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

現行の銀行・証券間のファイアーウォール規制について、利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性確保を図るとともに、顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請に応えるため、以下のような新たな規制の枠組みを提供することが適当である。

- ・ 証券会社、銀行等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- ・ 銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止
- ・ 役職員の兼職規制を撤廃
- ・ 顧客に関する非公開情報の共有制限を緩和

個人情報：オプトイン（事前同意）〔現状維持〕

法人情報：オプトイン（事前同意）⇒オプトアウト（顧客が不同意の場合共有を制限）

内部管理目的での情報共有 ⇒ 当局承認は不要に

○ 課徴金制度の見直し

金融商品取引法上の課徴金制度について、違法行為のより実効的な抑止を一層確保する観点から、「法制ワーキング・グループ」がとりまとめた報告を踏まえ、課徴金の金額水準、対象範囲、除斥期間等について、所要の見直しを行うことが適当である。

・現行課徴金（下記）の金額水準を引上げ

- ①インサイダー取引
- ②相場操縦
- ③風説の流布・偽計
- ④発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載

・以下を新たに課徴金の対象に追加

- ①相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引
- ②発行開示書類・継続開示書類の不提出
- ③公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出

・課徴金の加算（例えば、繰返しの場合）・減算（例えば、早期自己発見の場合）制度の導入

・除斥期間の延長（現行3年 → 例えば5年）等

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「審議会・研究会等」から「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「[「金融審議会金融分科会第一部会報告」の公表について](#)（平成19年12月18日）」にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第一部会報告
～ 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて ～（平成19年12月）の概要

I. 取引所の機能の拡充・強化

1. 取引所における取扱商品の多様化

(1) ETF（上場投資信託）の多様化

ETFは、簡便かつ効果的な分散投資を可能とする投資手段
⇒ 多様なETFを組成できるよう制度的手当てを行い、株式・債券や金融
デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に

(参考) ETFの上場数

東証	大証	ニューヨーク証	ロンドン証	ドイツ証
13	6	220	145	283

(2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

国際的には、取引所の資本提携を通じたグループ化等が進展
⇒ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから
商品デリバティブまで総合的に幅広い品揃えを可能に

・金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は
商品取引法で規制するとする枠組みの下、取引所の資本提携等を通じた相互
参入を可能に

2. プロに限定した取引の活発化

(1) 現行のプロ私募を活用した枠組み

現行のプロ私募制度（適格機関投資家が対象）やPTS（私取取引シス
テム）制度を活用したプロ向け取引の活発化

(2) 取引参加者を特定投資家にまで拡大した枠組み

(1)に加え、取引参加者を特定投資家にまで拡大し、新たなプロ向けの取
引市場制度を創設

・現行の開示規制の適用はなし。企業内容等に関する年1回以上の情報提供を
求め、具体的内容は取引所が自主的に決定

・一般投資家は特定投資家による運用（投資信託等）を通じて参加

II. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制は、平成5年の業態別子会社方式による相互参入
解禁時に導入。その後、必要に応じ緩和

① 利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性
確保

② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請
のため、新たな規制の枠組みを提供

・証券会社、銀行等に利益相反管理態勢の整備を義務付け

・銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止

・役職員の兼職規制を撤廃

・顧客に関する非公開情報の共有の制限を緩和

〔個人情報：オプトイン（事前同意）〔現状維持〕〕
〔法人情報：オプトイン（事前同意）⇒ オプトアウト（顧客が不同意の
場合共有を制限）〕
〔内部管理目的での情報共有 ⇒ 当局承認は不要に〕

III. 課徴金制度の見直し

金融商品取引法上の課徴金制度は平成17年に導入
⇒ 2年余りの実績等を踏まえ、違法行為のより実効的な抑止をもたら
すよう、見直し

・現行課徴金（下記）の金額水準を引上げ

① インサイダー取引

② 相場操縦

③ 風説の流布・偽計

④ 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載

・以下を新たに課徴金の対象に追加

① 相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引

② 発行開示書類・継続開示書類の不提出

③ 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出

・課徴金の加算（例えば繰返しの場合）・減算（例えば早期自己発見の場合）
制度の導入

・除斥期間の延長（現行3年→例えば5年）等

金融審議会金融分科会第二部会報告 ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～ の公表について

金融審議会金融分科会第二部会（部会長：岩原 紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、昨今の金融サービスの高度化、多様化等に伴い、新たな金融関連業務へのニーズが高まっていることに鑑み、平成19年11月より、計3回にわたり、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等に関する審議を行ってきました。

その審議の結果を踏まえ、同年12月18日、「[金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～](#)」がとりまとめられました。

金融庁としては、本報告の内容を踏まえ、今後、必要な制度整備に早急に取り組んでいきます。

＜報告の概要＞

本報告は、「I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方」、「II. 利益相反による弊害の防

止等」、「Ⅲ. 保険に関する規制緩和」の3部から構成されており、我が国の銀行・保険会社グループの国際競争力の確保等の観点から、以下のような多岐にわたる提言がなされています。

I. 銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方

銀行・保険会社本体の経営の健全性の確保に留意しつつ、国際競争力の確保等の観点から、銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大について以下のような制度的手当てを行うこと。

- ・財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行の兄弟会社に対して新たな業務を解禁する枠組みの導入
- ・上記の新たな枠組みの下、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を解禁
- ・商品の保有リスクを回避するための措置が講じられていることを前提として、銀行・保険会社グループに商品デリバティブの現物決済を解禁
- ・実質的に与信と同視しうることを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にイスラム金融を解禁
- ・排出権をめぐる今後の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体に排出権取引を認める方向で検討
- ・ファイナンス・リース（実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるリース）を主として営むことを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース物件と同種の中古物件売買等を解禁
- ・地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充の検討
- ・銀行・保険会社本体に投資助言・代理業を解禁
- ・マネーロンダリングや脱税等の不適正な取引の防止に留意しつつ、外国銀行の業務の代理・媒介制度を導入

II. 利益相反による弊害の防止等

銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大も踏まえ、利益相反による弊害や銀行・保険会社等における優越的地位の濫用の防止の実効性の確保等を図る観点から、銀行・保険会社等に利益相反管理態勢の整備を義務づけること。

III. 保険に関する規制緩和

保険会社の資産別運用比率規制（いわゆる「3：3：2規制」）について、経営の健全性の確保等に留意しつつ、今後、廃止を含めた見直しを行うこと。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または、「審議会・研究会等」から「金融審議会」に入り、「答申・報告書等」の「[金融審議会金融分科会第二部会報告](#)」の公表について（平成19年12月18日）にアクセスしてください。

金融審議会金融分科会第二部会報告 ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～（平成19年12月）の概要																																							
I. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大																																							
金融サービスの多様化、高度化等に伴い、銀行・保険会社本体の経営の健全性の確保に留意しつつ、国際競争力の確保等の観点から、銀行・保険会社グループの業務範囲拡大のための制度的手当てを提言 ➢ 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行兄弟会社に対して新たな業務を解禁する枠組みの導入 ・ 現行、銀行の子会社と兄弟会社の業務範囲については、法令で同一内容を限定列挙 ➢ 上記の新たな枠組みの下、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を解禁 ➢ 商品の保有リスクを回避するための措置が講じられていることを前提として、銀行・保険会社グループに商品デリバティブの現物決済を解禁 ➢ 実質的に与信と同視しうることを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にイスラム金融を解禁 ➢ 排出権をめぐる今後の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体に排出権取引を認める方向で検討 ➢ ファイナンス・リース（実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるリース）を主として営むことを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース物件と同種の中古物件売買等を解禁 ・ 現行、リース中古物件の売買等は、リース満了時の売却等に限定 ➢ 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生（地域再生）等の分野を念頭に、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充を検討 ・ 現行、銀行本体とその子会社で合算5%超、銀行持株会社とその子会社で合算15%超の議決権の保有は原則禁止 ➢ 銀行・保険会社本体に投資助言・代理業を解禁 ➢ マネーロンダリングや脱税等の不適正な取引の防止に留意しつつ、外国銀行の業務の代理・媒介制度を導入 ・ 現行、例えば、外国銀行在日支店は、母体外国銀行の業務の代理・媒介ができない等の制約があり、こうした状況は、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねないとの指摘が存在																																							
【参考】銀行・保険会社グループの業務範囲拡大の方向性 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>銀行・保険会社（本体）</th><th>銀行・保険会社の子会社</th><th>銀行・保険会社の子会社（注）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品の現物取引</td><td>×</td><td>×</td><td>×→○※※個別に許認可</td></tr> <tr> <td>商品デリバティブ</td><td>△※→○※※現金決済のみ</td><td>△※→○※※現金決済のみ</td><td>△※→○※※現金決済のみ</td></tr> <tr> <td>イスラム金融</td><td>×</td><td>×→○</td><td>×→○</td></tr> <tr> <td>排出権取引</td><td>×→○※※今後の状況を見極めつつ、暫定的に方向で検討</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>リース</td><td>×</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr> <td>中古物件の売買・メンテナンス</td><td>×</td><td>△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ</td><td>△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ</td></tr> <tr> <td>マーチャント・バンキング</td><td>△※→要件緩和※議決権保有制限あり</td><td>△※→要件緩和※議決権保有制限あり</td><td>△※→要件緩和※議決権保有制限あり</td></tr> <tr> <td>投資助言・代理</td><td>×→○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> （注）保険会社の兄弟会社は、これまでも、当協会の承認を得れば、法令で限定列挙された業務（届出により実施可能）以外の業務も実施可能					銀行・保険会社（本体）	銀行・保険会社の子会社	銀行・保険会社の子会社（注）	商品の現物取引	×	×	×→○※※個別に許認可	商品デリバティブ	△※→○※※現金決済のみ	△※→○※※現金決済のみ	△※→○※※現金決済のみ	イスラム金融	×	×→○	×→○	排出権取引	×→○※※今後の状況を見極めつつ、暫定的に方向で検討	○	○	リース	×	○	○	中古物件の売買・メンテナンス	×	△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ	△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ	マーチャント・バンキング	△※→要件緩和※議決権保有制限あり	△※→要件緩和※議決権保有制限あり	△※→要件緩和※議決権保有制限あり	投資助言・代理	×→○	○	○
	銀行・保険会社（本体）	銀行・保険会社の子会社	銀行・保険会社の子会社（注）																																				
商品の現物取引	×	×	×→○※※個別に許認可																																				
商品デリバティブ	△※→○※※現金決済のみ	△※→○※※現金決済のみ	△※→○※※現金決済のみ																																				
イスラム金融	×	×→○	×→○																																				
排出権取引	×→○※※今後の状況を見極めつつ、暫定的に方向で検討	○	○																																				
リース	×	○	○																																				
中古物件の売買・メンテナンス	×	△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ	△※→要件緩和※リース満了時の売却等のみ																																				
マーチャント・バンキング	△※→要件緩和※議決権保有制限あり	△※→要件緩和※議決権保有制限あり	△※→要件緩和※議決権保有制限あり																																				
投資助言・代理	×→○	○	○																																				
II. 利益相反の弊害の防止等																																							
① 利益相反による弊害や銀行・保険会社等における優越的地位の濫用の防止の実効性の確保 ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供 ➢ 銀行・保険会社等に利益相反管理態勢の整備を義務付け ➢ 保険会社の役員と銀行等・証券会社の役職員との兼職規制を撤廃																																							
III. 保険に関する規制緩和																																							
保険会社の資産別運用比率規制（いわゆる「3：3：2規制」）について、経営の健全性の確保等に留意しつつ、今後、廃止を含めた見直しを実施 【参考】資産別運用比率規制（いわゆる「3：3：2規制」） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th><th>国内株式</th><th>外資債資産</th><th>不動産</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上限</td><td>30%</td><td>30%</td><td>20%</td></tr> <tr> <td>（対一般勘定資産合計）</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				対象資産	国内株式	外資債資産	不動産	上限	30%	30%	20%	（対一般勘定資産合計）																											
対象資産	国内株式	外資債資産	不動産																																				
上限	30%	30%	20%																																				
（対一般勘定資産合計）																																							

【トピックス】

全国一斉多重債務者相談ウィークについて

現在、多重債務問題は深刻な社会問題となっています。多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中、住民に最も身近な存在である地方自治体等の相談窓口を整備・強化していくことは極めて重要な課題です。

こうした課題に対処するため、多重債務者対策本部では、全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進するとともに、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つのきっかけとすることを目的として、平成19年12月10日から16日の一週間を「[全国一斉多重債務者相談ウィーク](#)」とすることを決定しました（平成19年8月15日 [多重債務者対策本部](#)決定）。

相談ウィークの期間中、都道府県及び当該都道府県の弁護士会・司法書士会が共同で無料相談会を実施し、その数は全国で延べ約450箇所、ご協力をいただいた弁護士、司法書士の方々は約1,400名に上りました。その結果、無料相談会には、全国で約6,000件の相談が寄せられました。

（全国の無料相談会の開催状況については[こちら](#)を御覧ください。）

12月4日（火）には、相談ウィークの実施に先がけて、相談ウィークの主催者である多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会のトップ（多重債務者対策本部長である渡辺金融担当大臣、日本弁護士連合会の平山会長、日本司法書士会連合会の佐藤会長）による[共同記者会見](#)が行われました。

日本弁護士連合会の平山会長からは、「是非、この問題を解決してより社会が安定するように、努力したい」、日本司法書士会連合会の佐藤会長からは、「今後とも大きな社会問題としての認識のもとに、これらの多重債務問題の解消に向かって、私どもも一端を担っていきたい」といった発言をいただきました。

そして、渡辺大臣からは、「借金で悩んでおられる皆様方は、是非この機会に相談窓口会場にまでお越しいただきたい」「今回の相談ウィークによってさらにこの相談窓口が強化をされていくことを期待したい」といった発言がありました。

相談ウィーク期間中の12月14日（金）には、山本金融担当副大臣が、東京都消費生活総合センターの無料相談会場を視察し、相談員の方や、当日会場を訪れた相談者の方と懇談を行いました。視察の概要は、以下のとおりです。

<相談員の方との懇談>

相談員の方からは、「自己破産した人は官報に氏名を掲載されるので、ヤミ金から融資を勧誘するダイレクトメールが山のように届く。自己破産直後は生活が苦しく、つい手を出してしまうが、返済するためには他から借金をする他なく、結局また多重債務に陥ってしまう。」

「多重債務者の多くはパソコンを持っていないので、インターネットによる広報は効果的ではない。大手4社の新聞への広告掲載も、あまり読まれていないため、非効果的。多重債務者がよく読んでいるのは、夕刊紙に出ている貸金業者の広告。これらの広告の最後に相談窓口を広報すれば、借金を思いとどまり、相談を訪れる人も増えるのではないかと思う。」

といったご意見が寄せられました。

山本副大臣からは、視察後の会見で「自己破産者が官報に掲載されるのはやむを得ないとしても、それをヤミ金を利用するのは問題。また、夕刊紙へ相談窓口を広報することは、何とかすべき課題。」といった旨の発言がありました。

<相談者との懇談>

借金の相談を訪れた相談者の方は、在住区役所の住民税担当課から「相談ウィーク」を紹介され、相談を訪れました。山本副大臣からは、視察後の会見で「区役所内での連携がなされており、大変良いことだと思う。このように、関係ありそうな部署同士は全て連携できるよう、全国的に徹底していきたい。」といった旨の発言がありました。

今後控える改正貸金業法の完全施行を前に、改正法の円滑な施行、多重債務問題改善プログラムの確実な実施等、今後も関係機関が一体となって、多重債務問題の解決に向けた取組みを進めていきます。

第3回国際コンファレンスの開催について

「金融の安定と金融部門の監督 ―過去 10 年の教訓と今後の対応―」

(平成19年12月17日開催)

[金融庁金融研究研修センター](#)では、諸外国の金融事情に関する研究を目的として、国際コンファレンスを開催しています。第3回の今回は、「金融の安定と金融部門の監督―過去 10 年の教訓と今後の対応―」をテーマとして、国際通貨基金アジア太平洋地域事務所、慶應義塾大学経済学研究科・商学研究科連携 21 世紀COEプログラムとの共催により、12 月 17 日(月)に開催されました。国内外の研究者、政府関係者、金融機関、在京各国大使館関係者など、約 150 名の参加がありました。



アジア諸国では、金融危機を教訓に、過去 10 年間、金融システムを大幅に強化し、規制・監督の枠組みを大きく改善してきました。一方、競争は現在、ますます激化し、デリバティブや証券化を巡る新たな金融手法が次々に生まれています。こうした急速な変化や、アジア新興市場のダイナミズムに惹かれ発生した大規模な資本流入は、新たな課題を生み出しています。これらの課題に対し、監督当局はバーゼルⅡの導入に向けた検討を進める等、監督枠組みの強化で対応を図っています。

本コンファレンスでは過去 10 年に進められた金融改革の取組みを振り返り、金融監督・検査がどう変化してきたのか、更に、アジアの金融制度は国際金融環境の変化に対応した備えができているのか、バーゼルⅡの効果的実施を含め、今後の対応についてのディスカッションが行われました。

セッション1：金融危機以降の金融制度改革

アジア金融危機以降 10 年の金融制度改革を振り返り、これまでの取り組みの評価が行われました。ケーススタディとしてタイの金融改革の事例を取り上げ、危機の引き金となり、同時に、危機を深刻化させた原因として、金融制度の脆弱性が指摘されました。そうした脆弱性を克服するための取り組みとして、不良債権の資産区分の細分化、金融商品評価に係る国際基準導入、金融機関統合による効率化等が行われており、今後はバーゼルⅡの導入等の改革を周辺各国と足並みを揃えて進めていくことなどが報告されました。

セッション2：金融危機以降の金融監督・検査

金融危機の以前・以降それぞれの期間における金融機関監督・検査状況について、日本、韓国、マレーシア、フィリピンから報告がなされた後、今後の金融監督及び検査体制の整備において取り組むべき課題が議論されました。

アジア金融危機を経て、アジア各国の金融監督及び検査体制はリスク管理体制が強化されるなど、大きく進展したとの評価がありました。しかしながら、アジアの金融機関が今般の米国サブプライム・ローンに端を発する金融混乱の影響が軽微であったのは、必ずしもリスク管理の結果とはいえないので将来に対して楽観はできないとの指摘もありました。

今後、国際的な金融問題に対応するには、各国の監督当局が市場との対話を増やすことで早期に問題を発見し、海外の当局との情報を共有し連携を図ることが肝要との認識がありました。また、金融技術が急速に発展する中で、各国の監督・検査当局も職員の資質向上といった問題が重要な課題となっていることなどが議論されました。



総合司会を務める 吉野 直行 センター長
(慶應義塾大学教授)



閉会の挨拶を行う 有吉 章
国際通貨基金アジア太平洋地域事務所長

セッション3 金融環境の変化への対応（パネル・ディスカッション）

パネル・ディスカッションでは、日本・香港・シンガポールの金融当局、金融機関及び格付機関からのパネリストによって、現在の金融が直面する課題が議論されました。

資本の大規模な流入によって流動性は世界全体で高まっており、資産価格の高騰が起きています。一方で、世界の流動性が今後大きく転換する可能性もあります。こうした状況を踏まえ、過去 10 年間で金融機関のリスク管理手法は改善しているものの、ストレス・テストは十分でないとの指摘がありました。また近年、アジアで金融監督の原則を「ルール・ベース」から「プリンシプル・ベース」へ移行する国が散見されるものの、両者を二者択一で捉えるのは適当でなく、両者の長所を組み合わせることが望ましいとの指摘がありました。

さらに、金融システムの安定にとって、バーゼルⅡといった新しい金融監督の枠組みや実施は必要不可欠であるが、こうしたミクロの政策だけでなく、国民経済全体の動向を考慮したマクロの政策も併せて必要であるとの指摘がありました。

最後に、危機というものは将来必ず「過去とは異なる形で」やってくるものなので、平時である現在においては、過去の教訓を整理するだけでなく、正しく学び将来に活用することが必要であると締め括られました。

※ 詳しくは、[金融庁 金融研究研修センターウェブサイト](#)に掲載しておりますのでアクセスしてください。なお、詳細な概要や会議資料について今後掲載する予定です。

「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」(大阪開催)の概要

金融庁では、[近畿財務局](#)との共催により、「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」を平成19年11月17日(土)に、(社)大阪銀行協会大会議室(大阪市中央区)において開催しました。



今回のシンポジウムは、地域の住民の方々を対象に、金融商品が多様化するなかで金融商品の選び方や金融広告の注意点に触れながら、生活設計・資産運用の在り方について考えてもらうことを目的として、以下のプログラムにより開催しました。

主催者挨拶、基調講演、プレゼンテーションの後に行われたパネルディスカッションの様様については [こちら](#) をご覧ください。

《プログラム》 (敬称略)

● 開会挨拶

(戸井田 とおる (内閣府大臣政務官))



● 基調講演

「生活設計と資産運用の基本的な考え方」
～ライフプランを実現するためのマネープランの作り方～」

(神戸 孝 (FPアソシエツ&コンサルティング(株) 代表取締役))



● プレゼンテーション

「最近の金融商品トラブル」
～資産運用で失敗しないために～」

(大久保 育子 (大阪府金融広報アドバイザー))



● パネルディスカッション

コーディネーター いちのせ かつみ
(ファイナンシャルプランナー、生活経済ジャーナリスト)



○パネリスト 神戸 孝 (FPアソシエツ&コンサルティング(株) 代表取締役)

大久保 育子 (大阪府金融広報アドバイザー)



篠原 総一 (同志社大学経済学部 教授)



勢登 朗彦 (株)近畿大阪銀行
営業推進部長)

「金融専門人材に関する研究会」の開催について

我が国金融・資本市場の競争力強化を実現するためには、市場の発展を担う人材の確保・育成が急務となっています。また、市場参加者においても当局においても共通のコンプライアンス感覚を有する人材が確保されることは、より良い規制環境（ベター・レギュレーション）の実現に資するものと考えられます。

こうした観点から、昨年 11 月に「金融専門人材に関する研究会」を設置し、現在ご議論を進めていただいているところです（これまでの開催実績は、[こちら](#) をご覧ください）。

今後「[金融・資本市場競争力強化プラン](#)」で示されたとおり、本年春頃を目途に基本的なコンセプト案を策定、パブリックコメントに付した上で、夏頃を目途に論点の取りまとめを行い、制度設計に取り組んでいきます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表関係」及び金融庁 金融研究研修センターウェブサイトから、[「第 1 回金融専門人材に関する研究会議事要旨」](#)及び[「第 1 回金融専門人材に関する研究会」](#)（いずれも平成 19 年 11 月 30 日）にアクセスしてください。

平成 19 事務年度保険会社等向け監督方針について

金融庁では、保険会社等を監督する際の基本的考え方や着眼点等を明らかにした[「保険会社向けの総合的な監督指針」](#)等を策定しています。

これに加え、本事務年度においては、行政対応の予測可能性を向上させ、監督の質的向上を図る観点から、保険会社等の監督に当たっての重点事項を明確化した[「平成 19 事務年度保険会社等向け監督方針」](#)を新たに策定しました（平成 19 年 11 月 19 日）。以下では、その概要を説明します。

1. 基本的考え方

○ 監督の質的向上

金融庁では、これまで、利用者保護・利用者利便の向上の観点から、保険商品の多様化と価格の弾力化の推進、保険商品の販売・勧誘ルールの整備、保険金支払管理態勢の改善・整備の促進などの取組みを進めてきました。これに対応し、各保険会社においても、約款の平明化・簡素化、契約時の説明義務の徹底、支払管理態勢の抜本的見直しなどに取り組んでいます。今後についても、こうした取組みの定着・深化を図っていく必要があります。

また、金融規制・監督の質が金融・資本市場の競争力を左右するとの認識の下、我が国金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化が優先的な政策課題とされています。

保険会社等に対する監督においても、このような金融行政の置かれた局面を踏まえ、その質的向上を図るため、以下の 4 点に重点的に取り組むこととしています。

- ① ルール準拠の監督とプリンシプル準拠の監督の最適な組合せ
- ② 行政資源の有効活用による優先課題への対応
- ③ 保険会社等のインセンティブの重視・自助努力の尊重
- ④ 行政対応の透明性・予測可能性の一層の向上

なお、その際には、「保険会社等との対話の充実」、「情報発信の強化」、「海外当局との連携」、「調査機能の強化による市場動向の的確な把握」、「職員の資質向上」を図ることにより、その実効性の確保に努めることとしています。

2. 重点分野

保険会社等を巡る状況をみると、利用者ニーズの多様化・高度化、保険募集形態の多様化、コングロマリット化の進展、ソルベンシー評価及び保険負債評価を巡る国際的な動向など様々な変化が生じています。

これを踏まえ、本事務年度においては、

- (1) 一層の業務改善に向けた保険会社等の組織一体的な取組の促進

- (2) 保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応
- (3) リスク管理の高度化の促進
- (4) 保険市場への参加者（ステークホルダー）との十分な意思疎通の確保

の4点を重点分野と捉えています。そして、監督の質的向上を図りつつ、厳正で実効性のある監督行政の効率的な遂行に取り組むこととしています。

(1) 一層の業務改善に向けた保険会社等の組織一体的な取組の促進

保険会社等が業務の適切性を確保していくためには、適切な経営管理の下、自主的な業務改善に組織一体となって取り組むことが重要です。

これを踏まえ、業務改善に向けた各社の自主的な努力を尊重しつつ、適切かつ自律的な業務改善プロセスが構築されているか検証し、必要に応じ改善を促していくこととしています。また、その際には、業務改善に向けたインセンティブも重視することとしています。

具体的には、以下の点について重点的に監督を行っていくこととしています。

- ① 適切な保険金等支払管理態勢の構築
- ② 適切な保険募集体制の確立
- ③ 相談・苦情処理態勢の充実
- ④ 契約者等の個人情報管理態勢の整備

(2) 保険会社等の業務規模・態様に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、金融コングロマリットのような大規模のものから、少額短期保険業者のような総じて小規模のものまで多様なものとなっています。また、保険募集の形態も、募集人・代理店中心のもの、広告中心のものなど多様であり、各社によって重点の置き方に特色があります。

これを踏まえ、保険会社等の現状や課題について対話を通じて十分に把握し、業務規模・態様に応じ、以下の点に重点をおいた監督対応を行っていくこととしています。

- ① 特定保険業者への対応
- ② 少額短期保険業者への対応
- ③ 保険持株会社・コングロマリットへの対応
- ④ 保険募集形態の特色に応じた対応

(3) リスク管理の高度化の促進

消費者等のニーズの多様化・複雑化や市場環境の変動の中で、保険会社が様々なリスクを適切に把握し、契約者等に対する責任を的確に果たすためには、リスク管理の高度化等による財務健全性の確保や財務情報の適切な提供が必要です。

これを踏まえ、リスク管理態勢については資産負債を一体として経済価値で評価する態勢を各社がとることを念頭に置いた監督を行うこととしています。また、その際には、各社の現状や課題について、対話を通じて十分に把握することとしています。

具体的には、以下の点について重点的に監督を行っていくこととしています。

- ① 資産負債管理及びリスク管理の高度化
- ② 財務情報開示の充実
- ③ 適正な責任準備金積立水準の確保
- ④ 参考純率及び付加保険料の検証

(4) 保険市場への参加者（ステークホルダー）との十分な意思疎通の確保

保険業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、保険契約者等の保護を図っていくためには、金融庁と保険会社、保険募集人、保険代理店、保険仲立人、消費者及びそれらの関係団体等有する経験と知見を互いに十分共有することが重要です。

このため、監督当局としては、上記の保険会社、関係団体等をはじめとする保険市場への参加者（ステークホルダー）との意見交換を積極的かつ定期的に行い、経験・知見の共有と意思疎通の確保に努めていくこととしています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、[「平成 19 事務年度保険会社等向け監督方針について」\(平成 19 年 11 月 19 日\)](#)にアクセスしてください。

外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について

1. はじめに

金融庁では、昨今の経済環境の変動を踏まえ、いわゆる[外国為替証拠金取引](#)を行う金融商品取引業者（以下「外国為替証拠金取引業者」といいます。）に対し、リスク管理の状況等に関する調査を行い、平成19年12月7日に調査結果の概要を公表しました。

以下、本コーナーにおいては、外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の調査結果の概要について説明します。

2. 調査の内容

調査では、外国為替証拠金取引を行う金融商品取引業者126社を対象として、

- (1) 区分管理の状況
 - (2) 自己勘定取引におけるリスク管理の状況
 - (3) 相場急変時のリスク管理の状況
 - (4) 顧客及びカバー取引先との取引の状況
- 等について質問票を送付し回答を得ました。

3. 調査結果の概要

(1) 区分管理の状況

顧客が預託した保証金と業者自身の財産とは、預金口座、金銭信託又はカバー取引¹先への預託等のいずれかの方法で区分管理することとされています。

カバー取引先への預託によって管理されている場合、カバー取引先で顧客口座と業者口座とが分けて管理されているケースもあれば、同一の口座で業者の保証金と渾然一体となって管理されているケースもあります。

後者のケースでは、業者の帳簿で適切な管理が行われている必要があり、仮にそれがなされていない場合には、区分管理が徹底されているといえません。区分管理の不徹底は、仮に業者が破綻した場合等に、顧客の預託した保証金が返金されない事態を招き、投資者に損害が発生する可能性があります。

調査の結果、各方法を採用している業者の割合は、「預金口座」が76%、「金銭信託」が50%、「カバー取引先で口座を分けて管理」が27%、「カバー取引先で同一口座で管理」が41%でした。（合計が100%を超えているのは、複数の方法を採用している業者があるためです。）

(2) 自己勘定取引におけるリスク管理の状況

自己勘定取引（業者が自らのリスクで行う取引）を行っている業者と、カバー取引以外の自己勘定取引は行わない業者があります。

一般的に、自己勘定取引を行っている場合には、相場の急変や取引の失敗などのリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。

調査の結果、自己勘定取引を行っている業者が11%、行っていない業者が89%でした。

(3) 為替相場が急激に変動した場合のリスク管理の状況

為替相場が急激に変動した場合の対応策として、業者において自己勘定取引を停止する、あるいはカバー取引先との取引ができない場合には顧客からの受注をストップする、などの対応策を行っている業者と、行っていない業者があります。

一般的に、為替相場急変時の対応策がないと、相場の急変などのリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。

調査の結果、相場急変への対応策がある業者が89%、ない業者が11%でした。

(4) 顧客及びカバー取引先との取引の状況

○ 顧客との取引形態について

業者と顧客が取引を行う方法としては、電話によるものとシステムによるものがあります。

¹ カバー取引とは、業者が、顧客との取引により発生し得る損失を減少させるために、他の業者等（カバー取引先）を相手方として行う取引をいいます。顧客取引とカバー取引との間に時間差があれば、その間の相場変動のリスクを業者が負うこととなります。

一般的に、カバー取引を行うまでに時間差が生じると、相場の急変などのリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。

調査の結果、顧客から注文を受ける方法は、「電話」が48%、「システム」が90%でした。
(合計が100%を超えているのは、電話とシステムを併用している業者があるためです。)

○ カバー取引に係る業者のリスク管理について

顧客と取引を行った業者が、カバー取引を行う方法としては、個別取引ごとに即座に行うもの、一定時間又は一定額が集まるまでの間業者がポジションを保有し顧客との取引から時間をおいて行うもの、業者の判断に基づいて行うものがあります。

一般的に、顧客との取引とカバー取引とに時間差が生じたり、カバー取引を業者が自ら判断して行ったりすると、相場の急変などのリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。

調査の結果、各方法を採用している業者の割合は、「個別取引ごと」が79%、「一定時間又は一定額ごと」が13%、「業者の判断」が8%でした。

また、顧客から受けた指値・ロスカット注文²の執行に係るカバー取引の執行基準としては、業者の判断によらずカバー取引先が自動的に行うものと、業者が相場の気配等から独自に判断して行うものがあります。

一般的に、カバー取引を業者自らが判断する場合には、判断の誤りや相場の急変などにより、結果的に業者に損失が発生することがあります。

調査の結果、各執行基準を採用している業者の割合は、以下のとおりでした。

(ア) 指値注文：「カバー先が自動的に執行」が71%、「業者の判断」が29%、

(イ) ロスカット注文：「カバー先が自動的に執行」が76%、「業者の判断」が24%

なお、業者とカバー取引先との間でシステムトラブルが発生して、カバー取引が行えない場合には、その間の相場変動のリスクを業者が負うことになり、結果的に業者に損失が発生することがあります。

4. おわりに

外国為替証拠金取引業者は、取引において業者自身に損失が発生する場合があります、破綻に至った場合には、投資者に不利益が生じる可能性があります。

取引業者を選定する際には、これらの調査結果の概要も参考にし、外国為替証拠金取引業者についての情報を収集することが重要です。

なお、金融庁からは、個社の業務の具体的状況についてお教えすることはできませんので、お取引先業者に関する調査結果の事実関係については、お取引先に直接お問い合わせください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について」\(平成19年12月7日\)](#)にアクセスしてください。

また、金融庁ウェブサイト上では、「一般のみなさんへ」の項目中の「投資を行っている方へ」において、[「いわゆる外国為替証拠金取引について」](#)を掲載して、外国為替証拠金取引において注意すべきポイントを解説していますので、こちらも併せてアクセスしてください。

² ロスカット注文とは、損失額を一定の額に収めるために、顧客との間であらかじめ交わした契約に基づいて執行される売買注文をいいます。ロスカット注文に係るカバー取引を業者が独自の判断で行う場合には、業者自身がリスクを負うこととなります。顧客の側においても、契約内容を確認してロスカットに関するルールを十分理解した上で、取引を行うことが重要です。

「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」の設置について

平成 19 年 12 月 4 日、「[集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会](#)」を設置し、同日、第 1 回を開催いたしました。

近年、一般の消費者から広く金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み（いわゆる「集団投資スキーム」）を利用した詐欺的な事件による消費者被害が多発しています。こうした仕組みを利用する悪徳な業者は、刑法、出資法、特定商取引法等の各種法令に加え、本年 9 月 30 日に施行された[金融商品取引法](#)に照らし、法令違反行為を行っている可能性が高いと考えられます。

そのため、今般、同協議会を設置し、これら法律を所管する各省庁、関係機関が連携し、定期的に情報交換・意見交換を行い、こうした事案における利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組むこととしました。

なお、同協議会に参加している省庁、関係機関は、内閣府、公正取引委員会、警察庁、証券取引等監視委員会、経済産業省、国民生活センター、金融庁です。

主要行の平成 19 年度中間決算について

主要行の平成 19 年度中間決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、11 月 22 日（木）に公表しました。

以下、主要行の[平成 19 年度中間決算の概要](#)について説明します。

《主要行の中間決算》

1. 収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は平成 19 年 9 月期 1.6 兆円となり、概ね前年同期並みとなりました。これは、利ざやの改善は僅かにとどまり、貸出残高は横ばい、手数料収益も横ばいとなり、人員増などにより経費が増加したことによるものと考えられます。

当期純利益は平成 19 年 9 月期 0.8 兆円となり、平成 18 年 9 月期対比 0.8 兆円の減益となりました。これは、今回の決算では貸倒引当金の戻り益の剥落、ノンバンク関連の損失のほか、大口貸出先や小口貸出先ともに償却・引当費用が増加したことなどが影響したものと考えられます。

なお、サブプライム・ローン関連の損失は、9 月末時点では限定的なものでしたが、その後も相場が変動しており、注視していく必要があります。

2. 財務の健全性の状況

不良債権比率は、平成 19 年 9 月期 1.5%となり、概ね平成 19 年 3 月期並みで低水準となりました。

自己資本比率については、平成 19 年 9 月期 12.9%となり、平成 19 年 3 月期対比 0.2 ポイントの微減となりました。

このように、主要行の財務面をみると、不良債権比率が低水準で安定していることや、自己資本の状況等を踏まえれば、引き続き健全と考えられます。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「主要行の平成 19 年度中間決算について《速報ベース》」（平成 19 年 11 月 22 日）](#)にアクセスしてください。

地域銀行の平成 19 年度中間決算について

地域銀行¹の平成 19 年度中間決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、12 月 7 日（金）に公表しました。

以下、[地域銀行の平成 19 年度中間決算](#)の概要について説明します。

《地域銀行の中間決算》

1. 損益の状況

実質業務純益は、預貸金利鞘がほぼ横這いで推移するなかで、役務取引等利益の増加などにより、18 年 9 月期に比べ 357 億円増加して 9,903 億円となりました。

中間純利益は、不良債権処分損や株式関係での損失の増加などにより、18 年 9 月期に比べ 281 億円減少して 3,747 億円となりました。

2. 自己資本比率の状況

自己資本比率は、引き続き上昇し、19 年 3 月期に比べ 0.1 ポイント上昇の 10.5%となりました。

3. 不良債権の状況

不良債権比率は、19 年 3 月期に比べ 0.1 ポイント低下の 3.9%で、ピーク時（14 年 9 月期 8.3%）の半分以下の水準となっています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「地域銀行の平成 19 年度中間決算の概要（速報集計値）」（平成 19 年 12 月 7 日）](#)にアクセスしてください。



¹ 平成 19 年 9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 45 行、埼玉りそな銀行の 110 行、平成 18 年 9 月期は地方銀行 64 行、第二地方銀行 47 行、埼玉りそな銀行の 112 行。

平成 20 年度機構・定員及び予算について

1. はじめに

平成 19 年 12 月 24 日に閣議決定された 19 年度政府予算案における金融庁関連の機構・定員及び予算の概要について説明します。

金融庁の任務を引き続き的確に果たすため、69 名(グロス)の増員(44 名の純増)及びリスク対応参事官(仮称)の設置等の体制整備、並びに総額約 194 億円の予算が認められました。

2. 機構・定員

【定員の推移】

(単位：人)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
増 員 (A)	110	109	64	64	69
削減等 (B)	▲ 9	▲ 17	▲ 18	▲ 31	▲ 25
純 増 (A - B)	101	92	46	33	44
年 度 末 定 員	1,202	1,294	1,340	1,373	1,417

(注) 平成 20 年度の削減等には、計画削減▲18 のほか、検査官の時限到来(19 年度末)による減等が含まれています。

(1) 金融・資本市場の国際競争力の強化(9 人)

金融・資本市場競争力強化プランの推進体制の整備を図り、職員の資質向上や規制監督の透明性・予測可能性の向上等に必要な体制の整備を図ることとしました。

(2) 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化(32 人)

我が国市場の公正性・透明性の一層の向上に向け、課徴金調査の的確な実施を含め、証券取引等監視委員会の体制整備等をはじめとする幅広い市場監視体制の強化を図ることとしました。

(3) 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応(7 人)

市場関係者や内外の関係機関との対話・連携も図りつつ、金融システムに内在するリスクを早期に認識・抽出し、フォワード・ルッキングな行政対応を行うことができるよう、リスク対応参事官(仮称)の設置を含む体制の充実・強化を図ることとしました。

(4) 消費者保護施策等の推進(20 人)

保険会社への検査・監督体制等の強化、郵便保険監督参事官(仮称)の設置を含む郵便貯金銀行及び郵便保険会社への検査・監督体制の強化、並びに多重債務問題改善プログラムの推進等のための監督体制の強化等を図ることとしました。

3. 予算

(1) 予算については、海外当局との連携強化、情報発信の強化、調査機能の強化、及び職員の資質向上のための経費を含め、総額で約 194 億円(対前年度比▲26.3 億円(うち前年度限りの経費：新庁舎移転関係経費▲15.5 億円、EDINET 開発経費▲11.0 億円)、伸び率▲12.0%)が認められました。

(2) なお、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方にに基づき、43 兆円が認められました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 20 年度機構・定員及び予算について」\(平成 19 年 12 月 25 日\)](#)にアクセスしてください。

「決済に関する論点の中間的な整理について」の公表について

[金融庁金融研究研修センター](#)（センター長：吉野 直行 慶應義塾大学教授）では、平成 19 年 7 月以降、「決済に関する研究会」（座長：岩原紳作 東京大学大学院法学政治学研究科教授）を計 12 回の会合を重ね、12 月 18 日に、それまでの議論を踏まえ、「決済に関する論点の中間的な整理について」をとりまとめました。

このとりまとめでは、決済を巡る環境変化を踏まえ、利用者保護、決済システムの安全性・効率性・利便性の向上やイノベーションの促進の観点から、いわゆる電子マネー等の決済に関する新しいサービス、全銀システム等の資金決済システム、証券決済システムについて、幅広く論点の整理が行われています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」または、金融庁 金融研究研修センターウェブサイトから[「決済に関する研究会『決済に関する論点の中間的な整理について』（金融庁金融研究研修センター）」](#)（平成 19 年 12 月 18 日）にアクセスしてください。

利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成 18 年度）

1. 金融改革プログラム

平成 16 年 12 月 24 日公表の「[金融改革プログラム](#)」において、利用者の満足度の高い活力ある金融システムを創造するため、利用者が理解し納得して取引ができる枠組みを整備するための施策の 1 つとして、「利用者の満足度を重視した金融機関経営の確立」を掲げました。

2. 利用者満足度向上に向けた各金融機関の取組みの公表

平成 18 年 8 月に、利用者満足度アンケート等の各金融機関の選択する手法により把握した利用者の意見・苦情等を踏まえて、平成 18 年度に経営改善を実施するように努め、当該実施項目等について平成 19 年 6 月末日までに公表するよう、また、当該取組み内容について報告するよう要請を行いました。

その結果、預貯金取扱金融機関、保険会社、証券会社等、貸金業者の合計 1,208 社から報告があり、当該報告内容についてとりまとめたものを公表しました。

（参考）本件については、昨年度も公表を行っており、その内容については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成 17 年度）」](#)（平成 18 年 10 月 26 日）にアクセスしてください。

また、「利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成 17 年度）」については、[アクセス FSA 第 48 号](#)にも掲載していますのでご参照下さい。

3. 公表内容

（1）利用者の満足度（CS）向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成 18 年度）

○ 利用者の声を把握する取組み、利用者の声を踏まえた経営改善の取組みの実施率・公表率

各金融機関の利用者満足度向上に向けた取組みについて、当庁への報告書の提出状況をみると、概ね各業態とも高い提出率となっています。また、報告書の提出のあった金融機関数は平成 17 年度から 139 社増加し、1,208 社となっています。

利用者の声を把握する取組み（アンケート、苦情相談の集計等）をみると、当庁へ報告書を提出した金融機関のうち、82.3%の金融機関が当該取組みを実施しています。また、取組みを実施した金融機関のうち、アンケート結果等を公表した金融機関は 60.7%となっています。これを、平成 17 年度と比較すると、取組みの実施率は前年の 87.1%から 4.8%ポイント低下したものの、公表率は前年の 52.3%から 8.4%ポイント上昇しています。

利用者の声を踏まえた経営改善の取組みをみると、当庁へ報告書を提出した金融機関のうち、71.9%の金融機関が当該取組みを実施しています。また、取組みを実施した金融機関のうち、実施した取組み内容を公表した金融機関は 73.0%となっています。これを、平成 17 年度と比較すると、

取組みの実施率は前年の 64.6%から 7.3%ポイント上昇し、公表率は前年の 70.8%から 2.2%ポイント上昇しています。

このように、各金融機関の「利用者の声を把握する取組み」及び「利用者の声を踏まえた経営改善の取組み」にかかる実施状況と公表状況をみると、平成 17 年度と比べ、取組みを実施していない金融機関からの報告書提出数が増加したため、利用者の声を把握する取組みの実施率が低下したものの、それ以外の実施率・公表率は上昇しており、金融機関がそれぞれの利用者の満足度の向上に向けた取組みを推進している状況となっています。

今後も各金融機関が、より積極的に利用者の満足度向上のための取組みを実施し、公表していくことが期待されます。

○ 利用者の声を把握する手法

利用者の声を把握する手法としては、平成 17 年度同様にアンケート等によるものや電話やインターネットによる受付が多くみられたほか、平成 18 年度は「お客様ポスの店頭設置」といった取組みも多くみられました。内部担当者による集計に関しては平成 17 年度と同じく「苦情相談等内部情報の集計」が多くみられました。また、平成 18 年度は外部調査会社委託による取組みをした金融機関も一部みられました。

○ 利用者の声を踏まえた経営改善の具体的取組み内容

<預貯金取扱金融機関>

平成 17 年度同様に、ATM・ネットバンキング等のセキュリティ対策、店舗のバリアフリー化等の店舗設備改善、インターネット取引の内容充実等についての取組みが多くみられました。また、土日等に開催する投資や住宅ローンの相談会の開催、高齢化・年金制度の変更に伴う、新しい融資関連商品や預金・投資関連商品の取扱いなども多くみられました。

<保険会社>

生命保険会社… 平成 17 年度同様に、「契約内容の説明の強化」や「保険金・給付金の支払に関する顧客対応」に対する取組みが多くみられました。また、「顧客相談窓口の整備」や「顧客の要望を広く把握」する取組みや「新しい保険商品の開発」などが多くみられました。

損害保険会社… 平成 17 年度同様「情報提供の改善」、「契約内容の説明強化」及び「契約後の顧客対応（特に事故発生時の初期対応に配慮した取組み）」が多くみられました。また、「顧客相談窓口の整備」や「顧客の要望を広く把握」する取組みも多くみられました。

<証券会社>

平成 17 年度同様、セミナーや勉強会等を多く開催し情報提供の充実を強化するとともに、平成 18 年度については、2009 年の株券電子化に向けた顧客対応や目論見書等の電子交付サービスなど、インターネット関連の取組みが多くみられました。また、社員の知識やマナー向上の為の研修実施等の取組みも多くみられました。

<貸金業者>

消費者金融大手 7 社は、17 年度に引き続き、多重債務問題への自主的な取組みとして、健全な家計管理の支援、安全な利用のための情報発信等を実施しています。

また、大手の消費者金融業者、クレジットカード会社などは、改正貸金業法の施行よりも前倒しで利息制限法以下への金利の引下げや低金利商品の発売を実施しています。

(2) 利用者の満足度（CS）向上に向けた各金融機関の取組み事例集（平成 18 年度）

[利用者満足度向上に向けた各金融機関の取組み事例集](#)を公表しておりますので、ご覧ください。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[利用者の満足度向上に向けた各金融機関の取組みについて（平成 18 年度）](#)」（平成 19 年 11 月 14 日）にアクセスしてください。

【法令解説】

公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令及び関係府令の改正について

先の第 166 回国会において、「[公認会計士法等の一部を改正する法律](#)」が可決・成立しました（平成 19 年 6 月 20 日成立、同年 6 月 27 日公布）。この法律は、企業活動の多様化・複雑化・国際化、監査業務の複雑化・高度化、公認会計士監査をめぐる不適正な事例を踏まえ、組織的監査の重要性が高まっている状況に対応する観点から、Ⅰ．監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、Ⅱ．監査人の独立性と地位の強化、Ⅲ．監査法人等に対する監督・監査法人等の責任のあり方の見直しを行ったものです。

今般、同法の施行に伴い、公認会計士法施行令等の関係政令及び公認会計士法施行規則等の関係内閣府令の改正及び新設が行われました。主な内容は次のとおりです。

Ⅰ. 監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化

1. 業務管理体制の整備

- (1) 監査法人が整備しなければならない業務管理体制が満たすべき要件として、以下のものを規定しました。
 - ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）がとられていること
 - ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置がとられていること
 - ③ 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置がとられていること
 - ④ 特定社員が日本公認会計士協会の会員となり、協会の会則を遵守するための措置がとられていること
 - ⑤ 社員の総数の過半数が、公認会計士の登録を受けた後、3年以上監査証明業務に従事している者であること
 - ⑥ 監査証明業務を適切に行うために必要な施設及び財産的基礎を有すること
 - ⑦ 従たる事務所を設ける場合には、当該事務所に社員が常駐していること
- (2) 業務の品質の管理の定義について、それぞれの性質に応じて業務の妥当性、適正性又は信頼性を損なう事態の発生を防止するために必要な措置を講ずることが求められる業務の遂行に関する事項として、以下のものを規定しました。
 - ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の確保
 - ② 業務に係る契約の締結及び更新
 - ③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任
 - ④ 業務の実施及びその審査

2. 監査法人の社員資格の非公認会計士への拡大

社員及び業務運営に関する意思決定機関の参加者に占める特定社員の割合の上限を 25%と規定しました。

3. 監査法人による情報開示の義務付け

- (1) 公認会計士の説明書類に記載する業務の状況に関する事項として、以下の事項を規定しました。
 - ① 業務の概況
 - ・業務の概要及び業務の内容
 - ・業務の運営の状況
 - ・他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
 - ② 事務所の概況
 - ・名称、所在地及び事務所に勤務する公認会計士の数
 - ③ 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称
- (2) 監査法人の説明書類に記載する業務及び財産の状況に関する事項として、以下の事項を規定しました。
 - ① 業務の概況
 - ・監査法人の目的及び沿革

- ・無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別
- ・業務の概要及び業務の内容
- ・業務管理体制の整備及び業務の運営の状況
- ・他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項
- ・外国監査事務所等との業務上の提携に関する事項
- ② 社員の概況
 - ・社員の数
 - ・監査法人の活動に係る重要な事項に関する意思決定を社員の一部をもって構成される合議体で行う場合には、当該合議体の構成
- ③ 事務所の概況
 - ・名称、所在地、事務所に勤務する社員の数及び公認会計士である使用人の数
- ④ 監査法人の組織の概要
- ⑤ 財産の概況
 - ・直近2会計年度に係る売上高の総額（有限責任監査法人の場合には、直近の2会計年度の計算書類、計算書類について監査証明を受けている場合には当該監査証明に係る監査報告書、供託金等の額、有限責任監査法人責任保険契約をもって供託に代える場合には、その旨及び当該契約の内容も記載）
- ⑥ 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

Ⅱ. 監査人の独立性と地位の強化

1. 就職制限の範囲を被監査会社の親会社や連結子会社等へ拡大

新たに公認会計士又は関与社員の就職の制限及び監査法人の業務の制限の範囲となる被監査会社等の連結会社等として、従来の被監査会社等に加えて、

- ① 被監査会社等の連結子会社等又は被監査会社等をその連結子会社等とする会社等
- ② 被監査会社等をその連結子会社等とする会社等の連結子会社等（被監査会社等を除く。）を規定しました。

2. いわゆるローテーション・ルールの整備

- (1) 連続する会計期間に準ずるものとして連続会計期間とされる会計期間として、連続する会計期間において、監査関連業務を行わない連続する会計期間が2会計期間未満である場合に、当該監査関連業務を行わない会計期間においても監査関連業務を行ったものとみなして計算した会計期間が7会計期間となる場合における当該7会計期間を規定しました。

なお、上場有価証券発行者等の監査関連業務を行う大規模監査法人の筆頭業務執行社員等については、継続監査期間5年、監査禁止期間5年のローテーション・ルールを規定しました。

- (2) 新規公開前の監査関連業務を行っている期間のうち継続監査期間に算入する期間として、2会計期間を規定しました（監査関連業務を行った期間が1会計期間である場合は1会計期間）。
- (3) 筆頭業務執行社員等として、①監査証明業務を執行する社員のうちその事務を統括する者として監査報告書の筆頭に自署し、自己の印を押す社員一名、及び②監査証明業務に係る審査に関与し、当該審査に最も重要な責任を有する者一名を規定しました。
- (4) 大規模監査法人として、監査関連業務を行う上場有価証券発行者等の総数が百以上の監査法人を規定しました。
- (5) 監査法人が、ローテーション・ルール、一定の非監査証明業務と監査証明業務の同時提供の禁止、単独監査の禁止等の規制を受けることとなる被監査会社の範囲（「大会社等」）から、非上場の金融商品取引法監査対象会社であって、一定の規模未満（最終事業年度に係る資本金5億円未満又は売上高（最終事業年度に係る売上高又は直近3年間における売上高の年間平均のいずれか高い額）10億円未満、かつ、負債総額200億円未満）のものを除外しています。

3. 不正・違法行為発見時の対応

公認会計士又は監査法人が当局への申出の可否を判断すべき期間として、通知日（公認会計士又は監査法人が特定発行者の監査証明において法令違反等事実を発見し、当該特定発行者に通知した日）から通知日後最初に到来する次のいずれかに掲げる日までの間を規定しました。

- ① 有価証券報告書の提出期限の6週間前の日又は通知日から起算して2週間を経過した日のいずれか遅い日（当該日が当該提出期限以後の日である場合は、当該提出期限の前日）までの間
- ② 四半期報告書又は半期報告書の提出期限の前日までの間

Ⅲ. 監査法人等に対する監督・監査法人等の責任のあり方の見直し

1. 課徴金納付命令

- (1) 課徴金の額の算定基礎となる「監査報酬相当額」を、監査証明業務の対価として支払われ、又は支払われるべきものとされた金銭その他の財産の価額の総額と規定しました。
- (2) 課徴金の納付を命じないことができる場合について、①故意の場合にあっては、財務書類に係る虚偽等により当該財務書類に記載される数値その他の内容の変化が軽微である場合を課徴金の納付を命じないことができる場合として規定し、②相当な注意を怠った場合にあっては、公認会計士等が実施した監査・証明が一般に公正妥当と認められる監査に関する基準・慣行に照らして著しく不十分であった場合を課徴金の納付を命じないことができる場合から除かれる場合として規定しました。

2. 有限責任監査法人制度

- (1) 有限責任監査法人の最低資本金として、社員の総数に 100 万円を乗じて得た額を、登録有限責任監査法人の供託すべき額として、社員の総数に 200 万円を乗じて得た額を規定しました。
また、登録有限責任監査法人の供託金の全部又は一部に代わる責任保険契約の内容及びその代替の限度額（供託金の額から社員の総数に 100 万円を乗じて得た額を控除した額）を規定しました。
- (2) 監査報告書の添付が義務付けられる有限責任監査法人の規模の基準として、収益の額が 10 億円以上であることを規定しました。

Ⅳ. その他

公認会計士法等の一部を改正する法律、関係政令及び関係府令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行されます。

※ 平成 19 年 9 月に実施したパブリックコメントの結果については、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「[「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・関係府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について](#)」（平成 19 年 12 月 7 日）にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの[「記者会見」](#)のコーナーにアクセスしてください。

〔金融・資本市場競争力強化プラン〕

Q：競争力強化プランですけれども、これも今回の年末にまとまりましたが、改めて当初の大臣のお考えと今回の金融審一部会、二部会を通じてまとまった今回のプランの評価をお聞かせ下さい。

A：これも古くて新しい課題ではあるかもしれませんが、世界経済が一体化して久しいわけです。まさにその頃、橋本内閣においてビッグバン構想が出てきたわけでございます。残念ながら、日本がその直後、金融危機に見舞われデフレ経済に陥ってしまいました。メガバンクの不良債権問題は片付いたとはいえ、地域経済には大変な過剰債務が未だ残っているという状況でございます。デフレ経済からの脱却宣言は未だにできていない、国民の金融資産がいわば塩漬け状態になってしまっている中で、おそらくこの橋本内閣当時の構想が相当遅れ遅れになってきたと思います。しかし、官から民へという流れを確実なものにする一方で、国民の富について「貯蓄から投資へ」という流れを作っていくということが確実になっていくならば、日本の市場の国際競争力が強化されていく仕掛けを必ず同時に作っていかねばならないわけでございます。そういった意味で今回の「金融・資本市場競争力強化プラン」というのは、まさに時宜にかなったプランでありまして、戦略的にも今の実情を踏まえたよいプランになっているのではないかと思います。

【平成19年12月24日（月）繰上げ閣議後記者会見より抜粋】

Q：国民からみてわかりやすく一言お答えいただければと思いますが、今回の強化プランに即して考えると、日本の金融機関、銀行、そして取引所が、何年後にどのような姿になっているのが望ましい、今回の強化プランを上手く活用すれば、国際的に考えるとどのような姿になっているというものなののでしょうか。

A：何年後とは申しませんが、国民の金融サービスを享受する利便性は格段に向上していくものと思います。全部の垣根が一律に取り払われるわけではありませんけれども、今後、相当使い勝手は良くなっていくだろうと思います。一方、銀行の優越的地位の濫用や利益相反などの心配については、きちんと歯止めをかける仕掛けもございまして、塩漬けになった国民の富というものに、さらにいろいろなチャンスが生まれ、投資の機会が増え、そして国民がいろいろな選択肢を手にする、その中で自分の選択はこれだということが判断しやすくなるものと思います。同時に、日本という市場に入ってくる世界中の投資家の活動は、さらに活発になることを期待しております。既に日本の株式市場においては、シェアの6割以上が外国人であるという現実がございます。ぜひ、日本人が日本の力を見直しをしていただければ、大変ありがたいと思うわけでありまして。そのような観点からも、今回のプランが、そう長い年月がかからずに、10年もかからずに次の未来が切り開かれていくという時代になるのではないのでしょうか。

【平成19年12月24日（月）繰上げ閣議後記者会見より抜粋】

Q：競争力強化プランですが、これによって、本当に日本の金融機関が欧米や中国・シンガポールの新興市場に勝っていけるのかどうか、日本の金融市場、金融機関の現状の実力の評価と、このプランの効果への期待をお聞かせください。

A：日本の金融機関は、相当長い間、大変苦しんでおったと思います。しかし、不良債権問題からもメガバンクは脱却をしております。また、バーゼルⅡの先行適用といったことも功を奏して、サブプライム・ローンの被害は比較的少なくて済んでいる状況にございます。こうした状況というのは、まさに今の世界的な金融資本市場でのマネーの偏重を考えると、ピンチはチャンスという言葉がピッタリ当てはまるのが日本のおかれた環境ではなかろうかと思います。したがって、いかにこの日本市場の競争力を強化するかということを考えてきたわけでございまして、この競争力強化プランは、まさにそういった要請に答える内容になっているかと思えます。これを具体化し、それをできるだけ早く実現をすることによって、日本市場の競争力が見違えるように蘇ってくる、そういうことを我々は念願をし、かつ、その目標に向かって邁進をするつもりでございます。

【平成 19 年 12 月 21 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

〔今年 1 年間を振り返って〕

Q：1 年間お疲れさまでした。1 年の最後の会見ということで、今年 1 年を振り返られまして、金融担当大臣としてこの 1 年間の総括をお願いします。

A：（中略）

金融大臣としてはサブプライム・ローン問題を、やはり相当大的な問題として考えていかなければならないことを身を持って感じてまいりました。これも去年の今頃は、ほとんど問題にされなかったのだろーと思えます。しかし、今年この問題が相当深刻であるということに気づき、我々日本人はこうした金融危機を幾度となく経験してきたわけでありますから、是非日本の歴史の教訓というものを紐解くことによって、問題解決への糸口が見つかるのではないかと考えたところでございます。とにかく、あつという間に過ぎてしまった一年間だったという思いであります。

【平成 19 年 12 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

Q：今年 1 年間、例えば金融の話でいいますと、明るいニュースは何だと思われますか。

A：こういうピンチの時にはチャンスが来るのだろーと思えます。世界中で結構大変な状況が目まぐるしく起きているということから振り返って日本を見ておりますと、株価はパッとしませんでしたが、やはりこの国には相当の潜在力があるなということを感じました。この潜在力を掘り起こすことが、もっと簡単に出来るようになれば、日本の未来は明るいということも同時に感じたところであります。おそらく、来年にはそういった潜在力の掘り起こしが最大の課題になっていくのではないのでしょうか。

【平成 19 年 12 月 28 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ 金融庁庁舎移転について

平成 20 年 1 月 4 日（金）より、金融庁、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会は中央合同庁舎第 7 号館に移転いたしました。

移転先の詳細は、次のとおりです。

なお、アクセス F S A [第 50 号](#) および [第 59 号](#) でもお知らせしておりますので、アクセスしてください。

区 分	金 融 庁	証券取引等監視委員会	公認会計士・監査審査会
【郵便番号】	100-8967（変更なし）	100-8922（新規）	100-8905（新規）
【電話番号】	03-3506-6000（代）（変更なし）		

【住 所】東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

【移転日】平成 20 年 1 月 4 日（金）

【地 図】



【お問い合わせ】総務企画局総務課管理室 Tel : 03-3506-6000(代表) (内線 3119、3414)

○ いわゆるファンドについて

金融庁では、本年 9 月 30 日の金融商品取引法施行に伴い、集団投資スキーム（以下「ファンド」といいます。）につきまして、金融庁ウェブサイトにて[一般投資家向けの注意喚起等](#)（9 月 26 日）を行っております。また、今般 11 月 19 日、その第 2 弾として、ファンドを運用している（しようとしている）業者、ファンドの持分等を募集している（しようとしている）業者向けに、金融商品取引法にかかるファンドに対する規制についての[解説や届出の様式等を掲載](#)しました。

主な内容は、以下のとおりです。

- ① ファンドとは何か
- ② ファンドの取扱い業者とは何か
- ③ 登録及び届出義務について
- ④ 登録業者に対する規制
- ⑤ 届出者に対する規制
- ⑥ 経過措置
- ⑦ 登録及び届出についての問い合わせ先

なお、今回は、当該情報の英語版も掲載しており、海外からの手続きについても記載しております。くわしくは、[こちら](#) をご覧ください。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

[証券取引等監視委員会](#)は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける[情報受付窓口](#)は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。



一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行って頂く必要があります。

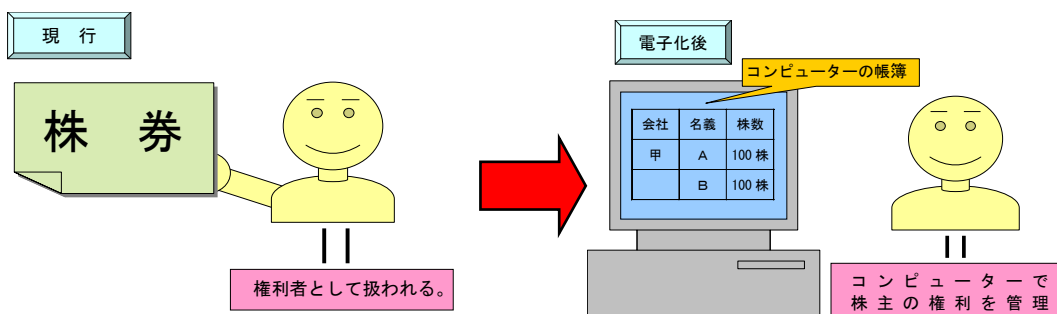
ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の[概要やご留意頂きたい点](#)をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、[政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備 もうお済みですか」](#)では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っております。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1. 概要

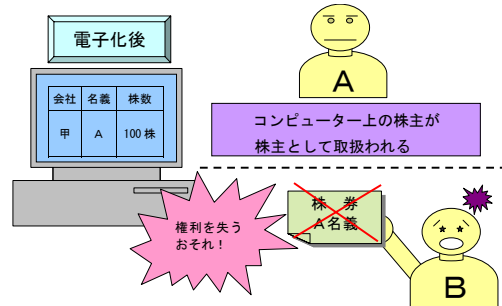
株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、[証券保管振替機構](#)及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。



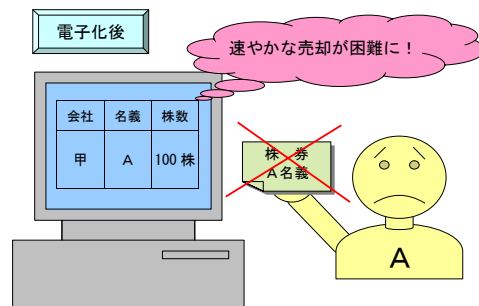
2. 留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

- ① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもありますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続きを行ってください。**



- ② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにするため、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**



なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続きに時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※ 「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策 ▶ 政策の一覧へ」から[「株券電子化について」](#)にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス**を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【12月の主な報道発表等】

3日(月)	アクセス	・ 金融審議会金融分科会第二部会(第42回)配付資料を掲載(11月29日開催)
	アクセス	・ 「生活設計・資産運用について考えるシンポジウム」の開催(1月19日)について(参加募集)
	アクセス	・ 日本ファースト証券株式会社に対する行政処分について(関東財務局長処分)
4日(火)	アクセス	・ 第3回 日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合について
	アクセス	・ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」の設置について
5日(水)	アクセス	・ 第50回金融審議会金融分科会第一部会配付資料を掲載(11月29日開催)
	アクセス	・ 日特建設株式会社の有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について
	アクセス	・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第41回)配付資料を掲載(12月4日開催)
6日(木)	アクセス	・ 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について
	アクセス	・ バーゼルⅡに関する追加Q&Aの公表について
7日(金)	アクセス	・ 「公認会計士法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令・内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	・ 地域銀行の平成19年度中間決算の概要(速報集計値)
	アクセス	・ 株式会社ユニバーサル・インベストメントに対する行政処分について(東海財務局長処分)
	アクセス	・ 第46回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載(10月26日開催)
	アクセス	・ 第47回金融審議会金融分科会第一部会議事要旨を掲載(11月7日開催)
	アクセス	・ 外国為替証拠金取引業者に対する一斉点検の結果について
10日(月)	アクセス	・ 金融審議会金融分科会第二部会(第43回)配付資料を掲載(12月5日開催)
11日(火)	アクセス	・ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告
	アクセス	・ 金融検査評価結果の分布状況について
13日(木)	アクセス	・ 「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等及び「社債等登録法施行規則の一部を改正する命令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	・ 「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	・ 第5回金融審議会金融分科会第一部会法制ワーキング・グループ配付資料を掲載(12月7日開催)
14日(金)	アクセス	・ 第34回金融トラブル連絡調整協議会資料を掲載(12月7日開催)
	アクセス	・ 「銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件等の一部を改正する件」等について
	アクセス	・ 日本証券金融株式会社に対する行政処分について
	アクセス	・ 金融審議会金融分科会第二部会(第44回)配付資料を掲載(12月13日開催)
	アクセス	・ 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について(パブリックコメント)
	アクセス	
17日(月)	アクセス	・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第40回)議事要旨を掲載(11月22日開催)
	アクセス	・ 第51回金融審議会金融分科会第一部会の配付資料を掲載(12月11日開催)
18日(火)	アクセス	・ 決済に関する研究会「決済に関する論点の中間的な整理について」の公表について (金融研究研修センター)
	アクセス	・ 主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針、信託会社等に

関する総合的な監督指針、保険会社向けの総合的な監督指針、少額短期保険業者向けの監督指針、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント)

[アクセス](#)

・ 事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント)

[アクセス](#)

・ 「金融審議会金融分科会第一部会報告」等の公表について

[アクセス](#)

・ 「金融審議会金融分科会第二部会報告」の公表について

19 日(水)

[アクセス](#)

・ 金融審議会金融分科会第二部会(第 42 回)議事要旨を掲載 (11 月 29 日開催)

[アクセス](#)

・ 前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令について

[アクセス](#)

・ バーゼルⅡ 第1の柱に関する告示の一部改正について

[アクセス](#)

・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号イの規定に基づき株価指数を定める件」を改正する告示(案)の公表について (パブリックコメント)

[アクセス](#)

・ 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険における新規業務の認可について

[アクセス](#)

・ 日本貸金業協会の設立認可について

[アクセス](#)

・ 恒久的施設(PE)に係る税制上の措置について

20 日(木)

[アクセス](#)

・ 保険の基本問題に関するワーキング・グループ(第 42 回)の配付資料を掲載 (12 月 18 日開催)

21 日(金)

[アクセス](#)

・ 「保険業法施行規則の一部改正案及びこれに伴う金融庁告示案並びに銀行法施行規則等の一部改正案」に対する意見募集の結果について

[アクセス](#)

・ 「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)について

[アクセス](#)

・ 銀行等による保険販売の全面解禁について

[アクセス](#)

・ 金融審議会金融分科会第二部会(第 45 回)の配付資料を掲載 (12 月 19 日開催)

[アクセス](#)

・ 「第一種金融商品取引業を行う外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件(案)」の公表について (パブリックコメント)

[アクセス](#)

・ 「地域密着型金融に関するシンポジウム IN TOKYO」の開催について(1月 16 日開催)(参加募集)

[アクセス](#)

・ 「金融・資本市場競争力強化プラン」の公表について

[アクセス](#)

・ 無限責任中間法人 全国養護福祉会に対する行政処分について (関東財務局長処分)

25 日(火)

[アクセス](#)

・ 平成 20 年度機構・定員及び予算について

26 日(水)

[アクセス](#)

・ アイ総合株式会社に対する行政処分について (中国財務局長処分)

[アクセス](#)

・ 経営健全化計画の履行状況報告について

[アクセス](#)

・ 損害保険業の免許について (SBI損害保険株式会社)

[アクセス](#)

・ 損害保険業の免許について (アニコム損害保険株式会社)

[アクセス](#)

・ 保険持株会社になろうとする場合の認可について (アニコム インターナショナル株式会社)

[アクセス](#)

・ 「再就職状況の公表」及び「認可法人、公益法人役員への就任に係る報告状況の公表」について

[アクセス](#)

・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」(監査報酬の開示・監査人交代時の開示に係る部分)の公表について (パブリックコメント)

27 日(木)

[アクセス](#)

・ 第 34 回金融トラブル連絡調整協議会議事要旨を掲載 (12 月 7 日開催)

[アクセス](#)

・ 外国銀行支店の免許について (フォルティス銀行東京支店)

[アクセス](#)

・ 株式会社国泰キャピタルに対する行政処分について (関東財務局長処分)

[アクセス](#)

・ 株式会社新日本通商に対する行政処分について (関東財務局長処分)

[アクセス](#)

・ 「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について (パブリックコメント)

[アクセス](#)

・ AIM証券株式会社に対する行政処分について (近畿財務局長処分)

28 日(金)

[アクセス](#)

・ 「前払式証票の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」に対するパブリックコメントの結果について

[アクセス](#)

・ 指定格付機関の指定に係る金融庁告示の制定について

[アクセス](#)

- ・ 「銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十八号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件」等について

[アクセス](#)

- ・ 「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表等について（パブリックコメント）

[アクセス](#)

- ・ 「保険業法施行規則第五十六条の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二百十条の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会社等の子会社が営むことができる業務から除かれる業務等を定める件の一部を改正する件」について

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。